

沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱

制 定 平成13年1月26日付け農政第1990号

最終改正 令和4年8月24日付け農計第715号

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等の農業生産不利地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下、「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27生産第2855号農林水産省生産局長通知及び平成28年4月1日27農振第2219号農村振興局長通知）に基づく交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に補助金等を交付するものとする。その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(相互流用の禁止)

第3条 別表1の事業の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用をしてはならない。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付を申請しようとする市町村は、毎年度知事が定める日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金等決定通知書を市町村長に送付する。

(補助金等の概算払申請)

第6条 市町村は、補助金等の概算払を受けようとするときは、事業補助金等の概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、各四半期ごとの出来高見込みを概算請求限度額とする。

(事業内容及び経費の配分の変更)

- 第7条 市町村は、補助金等事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

（完了予定日の変更）

第8条 市町村は、補助金等事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等事業の遂行が困難となった場合においては、補助金等事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金等事業の遂行が困難となった理由及び補助金等事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 市町村は、補助金等事業の遂行について、補助金等の交付のあった年度の12月31日現在において第3号様式により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第6条に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に基づく実績報告については、補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日までに第4号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（補助金等の確定通知）

- 第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金等事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、市町村に通知する。
- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、市町村が、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金等の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（決定の取り消し）

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が、補助金等を補助金等事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が、補助金等事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金等の精算払請求)

第13条 市町村は、補助金等の精算払を受けようとするときは、事業補助金等の精算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第14条 規則第20条第2号の規定に基づく知事の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は推進交付金交付等要綱第22第2項に定めるところによる。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。なお、第1項に定める財産については、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の効率的推進)

第15条 市町村は、本要綱の補助金等事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

(証拠書類等の保管)

第16条 市町村は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第17条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は平成13年1月22日より施行し、平成12年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成16年7月26日より施行し、平成16年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成17年8月24日より施行し、平成17年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成22年9月15日より施行し、平成22年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成23年5月2日より施行し、平成23年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行し、平成27年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成28年4月1日より施行し、平成28年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は令和2年8月7日より施行し、令和2年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日より施行し、令和3年度予算から適用する。

附則

この要綱は令和4年8月24日より施行し、令和4年度予算から適用する。

別 表 1 (第 2 条、第 3 条及び第 7 条関係)

事 業	経費の内容	補助率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 中山間地域等 直接支払交付金	市町村が、交付金実施要領第 4 に規定する対象農用地において、同要領第 6 第 2 項に基づく個別及び集落協定を締結した同要領第 6 第 1 項に規定する対象者に対し、別表 2 に定める交付金を交付するのに要する経費	定 額		次に掲げる変更以外の変更 交付金の30%を超える変更
2 中山間地域等 直接支払推進交付金	市町村が、推進交付金交付等要綱第 3 第 1 項第 2 号の規定に基づいて行う事業に要する経費	定 額		

別 表 2 (第 2 条関係)

1 交付対象農用地の10a当たりの交付単価

地 目	区 分	① 県の市町村に対する補助金等交付単価	② 県の補助金等と併せて市町村が対象農業者等に交付する補助金等の交付単価
田	急傾斜	15,750円	21,000円
	緩傾斜	6,000円	8,000円
畑	急傾斜	8,625円	11,500円
	緩傾斜	2,625円	3,500円
草 地	急傾斜	7,875円	10,500円
	緩傾斜	2,250円	3,000円
採草放牧地	急傾斜	750円	1,000円
	緩傾斜	225円	300円

注 1 : 交付対象農用地であって、知事特認対象農用地又は傾斜度が該当しない農用地については、緩傾斜の単価と同額とする。

注 2 : 傾斜区分

急傾斜農用地

田 : 勾配が1/20以上、田以外 : 勾配が15度以上

緩傾斜農用地

田 : 勾配が1/100以上1/20未満、田以外 : 勾配が8度以上15度未満

注 3 : 交付金実施要領第 6 第 2 項第 1 号に規定する集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、同要領第 6 第 2 項第 2 号イに規定する自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、県の補助金等による交付単価及び市町村が県の補助金等と併せて一体化して行う補助金等の交付単価は、①及び②のそれぞれに 0.8 を乗じた額とするとともに、2 に掲げる加算措置は適用しないものとする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和 6 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算される額の10a当たりの交付単価

地 目	① 県の市町村に対する補助金等交付 単価	② 県の補助金等と併せて市町村が対象 農業者等に交付する補助金等の交付単価
田	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円
畑	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円